

四日市市告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

令和3年1月21日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

令和3年1月20日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市芝田一丁目18番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区京橋一丁目1番1号八重洲ダイビル2階
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 柴原 慶一

(都市整備部開発審査課)